

6月定例市議会日程表(案)

月 日	曜	会 議
6/ 9	金	議会運営委員会
14	水	本会議(第1日)
15	木	厚生・文教常任委員会
16	金	総務・建水常任委員会
20	火	議会運営委員会
21	水	本会議(第2日)
22	木	本会議(第3日)
23	金	本会議(第4日)
27	火	厚生・文教常任委員会
28	水	総務・建水常任委員会
30	金	議会運営委員会 本会議・最終日

六月議会日程(案)は左記のとおりです



(2) 固定資産税及び都市計画税(土地のみ)

	対象人数	影響額(年額)
宅地等の負担調整措置の変更	市全域	約6,500万円の減収 ※ 従来制度では、約9,800万円の減収見込みであった。

▼同時に廃プラ処理施設のように形を変えて特別扱いを続ける動きもあります。また大阪府教育委員会の学力調査は、特別扱いの復活につながるもので、時代を逆もどりさせてはなりません。

5月臨時会 日本共産党

市税条例一部改正案等に反対

固定資産税の引き上げ
地代や家賃に影響

5月市議会臨時会

になります。

に専決処分の報告(寝屋川市税条例、市消防団員等公務災害補償条例の一部改正等)が提出されました。

市税条例の主な改定内容は、個人市民税では、①均等割の「非課税限度額」は、控除対象配偶者又は扶養親族のいる人の場合、加算額を22万円から21万円に引き下げる、②所得割の「非課税限度額」は、控除対象配偶者又は扶養親族のいる人の場合、加算額を35万円から32万円に引き下げるなど、増税

標準額にしようとするものです。これによつて今年度6100人が値上げになります。日本共産党議員団は、「毎年5%以上の連続した固定資産税課税標準額の引き上げが都市計画税にも連動し、地代や家賃への影響も心配され、市民の負担増となる」と反対しました。

寝屋川市税条例の一部改正による影響

(1) 個人市民税

	影響人数	市税への影響額(年額)
均等割の非課税限度額の変更 (22万円→21万円)	約150人	約45万円増
所得割の非課税限度額の変更 (35万円→32万円)	約150人	約240万円増

寝屋川民報
議会版

発行
日本共産党
寝屋川市会議員団
824-1181
(内線2399)
FAX No.824-7760
Email:jcpncc@cc-net.or.jp
No. 1937

田中 ひさ子
国松町10-36
☎ 823-1714

寺本 とも子
豊里町38-1-105
☎ 829-9424

中林 かずえ
宝町4-33
☎ 839-2289

中谷 光夫
高宮155-8
☎ 823-5947

松尾 信次
下木田町12-6
☎ 821-7427

世界

鳥会」理事長
の小西邦彦容
疑者による業
務上横領事件や、芦原



14日、2つの地域の「9条の会」が「平和をねがうつとい」や「憲法9条平和まつり」を開催しました。

寝屋川団地・三井団地「平和をねがうつとい」では、太極拳、ハンドベル演奏のあと若者による平和への思い等が語られました。

また、「母の日に平和と憲法を考える」と題して大阪女性9条の会の代表であり、弁護士の石田法子さんは、「アメリカによる押しつけ改憲の動きであり、ターゲットは9条。憲法9条の大しさをためのもの」と語り、多くの人に広げよう」と呼びかけられました。



朝日新聞



ひさ子
田中

他市に引っ越しされた方から、電話をいただきたり、「寝屋川市にもどってきたから」とあいさつに来られる方がありま

生活相談に数年前見えた当時の相談内容を思い出しながら、その後どのように生

活されていたのか話を聞きますが、生

活はなかなか大変だったと。社会保障の改悪や雇用条件の悪化により生活が困難になっています。

少しでも、市民が安心して暮らせるよう

に変えようとするも軍隊を持ち、アメリカと一緒に戦争をする國に変えようとするも。国民投票法はその

同和の特別扱い復活につながるもの

同和実態調査をやめよ

市の教委は差別につながる

同和行政の終結を求める寝屋川市民会議は、新たな差別づくりにつながる同和実態調査をやめるよう市教委などに申し入れを行っています。

寝屋川市教育委員会は、大阪府から依頼を受け、今年4月から5月にかけて、市内の小学校6年生、中学校3年生を対象に学力調査、生活調査を実施しています。また、府が指定する10%程度の

4年前、特別措置法がなくなつて以降、同和行政についての市の立場は「特別なことはしない」、地域の人たちの願いも、「特別扱いはしてほしくない」です。今、大阪市での不正な同和利権がマスコミでも報道され

い」です。大阪市は、市議会で学力調査そのものを「実施しない」と表明。吹田市は、市個人情報保護審査会が、市教委の「同和問題の解決に向けた実態調査把握」に「同意せず」の結論をだしました。

吹田市の審査会では「同意せず」の答申

大阪市は、市議会で「条例違反の疑いあり」と述べ、市教委から保護者向けのお願いの文書を出しています。

市教委は、同和実態調査のための住所データの提出をやめるべきです。

ですが、今回の調査は、寝屋川市での同和の特別扱い復活につながるものです。

寝屋川市教委は、「対象地域」(旧同和地区)が校区にある小・中学校から、住所データ等

が校区内にあります。

審査会は、これまで

数回にわたって審議され、答申が近く出され

る予定です。

審査会は、これまで

見出しがあるので、

個人情報保護審査会に

諮問しました。